

# おおつ障害者プラン

(改訂版)

大津市障害福祉計画（第6期計画）

大津市障害児福祉計画（第2期計画）

令和3年3月

大 津 市



# はじめに

大津市では、「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を将来像とした「おおつ障害者プラン」を策定し、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの考え方を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の中で孤立したり排除されたりせず、その存在の価値と役割を持ち得る共生社会の実現を目指してきました。



国では、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行、「障害者雇用促進法」が改正され、平成 30 年 4 月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されるなど、障害のある人を取り巻く法制度は大きく変化しています。

そのような中、本市においても障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにしていくために、障害福祉サービスに留まらず、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」における基盤づくりが重要であり、関係機関との連携の推進など、さらなる取組が求められているところです。

このたび、「おおつ障害者プラン」を改訂し、「大津市障害福祉計画（第 6 期計画）・大津市障害児福祉計画（第 2 期計画）」を策定することとなりました。

本計画では、これまでのプランの進捗を踏まえ、障害のある人の特性に応じた支援の充実を図るとともに、障害のある人が最適な支援やサービスを選択できるようにすることで、多様な生き方を地域全体で支えるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を頂戴しました大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の委員の皆さまをはじめ、大津市障害者自立支援協議会、アンケート調査等にご協力をいただいた市民や事業所、関係機関・団体の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

大津市長 佐藤 健司



# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 法令等改正の動き .....	2
3 計画の位置づけ .....	7
4 計画の対象 .....	8
5 計画の期間 .....	8
6 計画の策定体制 .....	8
<b>第 2 章 本市における動向</b> .....	<b>9</b>
1 大津市の現状 .....	9
2 アンケート調査結果からみえる現状 .....	16
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>32</b>
1 計画の基本理念 .....	32
2 大津市障害者計画の基本目標と本計画の位置づけ .....	33
3 計画の基本方針 .....	33
<b>第 4 章 計画に掲げる成果目標の数値</b> .....	<b>35</b>
1 施設入所利用者の地域生活への移行 .....	35
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	38
3 地域生活支援拠点等の充実 .....	40
4 福祉施設から一般就労への移行 .....	42
5 障害児支援の提供体制の整備等 .....	45
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	48
7 障害福祉サービス等の質の向上 .....	49

<b>第5章 障害福祉サービスの利用見込み</b> .....	<b>50</b>
1 訪問系サービスの利用見込量 .....	50
2 日中活動系サービスの利用見込量 .....	51
3 居住系サービスの利用見込量 .....	53
4 相談支援の利用見込量 .....	54
<b>第6章 障害児福祉サービスの利用見込み</b> .....	<b>55</b>
1 障害児福祉サービスの見込量 .....	55
<b>第7章 地域生活支援事業の見込み</b> .....	<b>57</b>
1 必須事業 .....	57
2 任意事業 .....	63
<b>第8章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>65</b>
1 計画の推進体制 .....	65
2 計画の進行管理 .....	65
<b>資料編</b> .....	<b>66</b>
1 大津市社会福祉審議会条例 .....	66
2 大津市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 委員名簿 .....	69
3 策定経過 .....	70
4 大津市の主な障害児者年齢別相談機関 .....	71
5 用語解説 .....	72



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ね、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉に携わる人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

大津市では、大津市障害者自立支援協議会において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、障害福祉に関する取組の推進を図っています。そのなかで、共同生活援助の利用者数が増加傾向にあり、不足している重度型のグループホームの充実や多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせる環境づくり、相談支援体制の強化として、相談支援を担う人材の育成・確保、身近な困りごとの相談や緊急時受け入れ対応等のサービスの充実のため、地域生活支援拠点の充実が継続して必要となっています。

今回、平成30年3月に策定した「大津市障害福祉計画（第5期計画）・大津市障害児福祉計画（第1期計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした大津市障害福祉計画（第6期計画）・大津市障害児福祉計画（第2期計画）を策定することとしました。

## || 2 法令等改正の動き

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### <基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### <基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックを契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

## ＜総論の主な内容＞

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

## (2) 関係法の動向

### ① 関連法の制定・改正

#### ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### イ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や策定等に当たっての留意点を定めた

#### ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

#### エ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

## オ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等、読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

## （3）障害福祉計画の見直しの動向

### ① 基本指針の見直しの主なポイント

#### ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

#### イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

#### ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

#### エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

#### オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

#### カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む

#### キ 障害福祉サービスの質の確保

---

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

### ② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

#### ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む

#### イ 障害福祉人材の確保

---

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

#### ウ 依存症対策の推進

---

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

#### エ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある

- 障害児通所支援の体制整備にあたっては、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

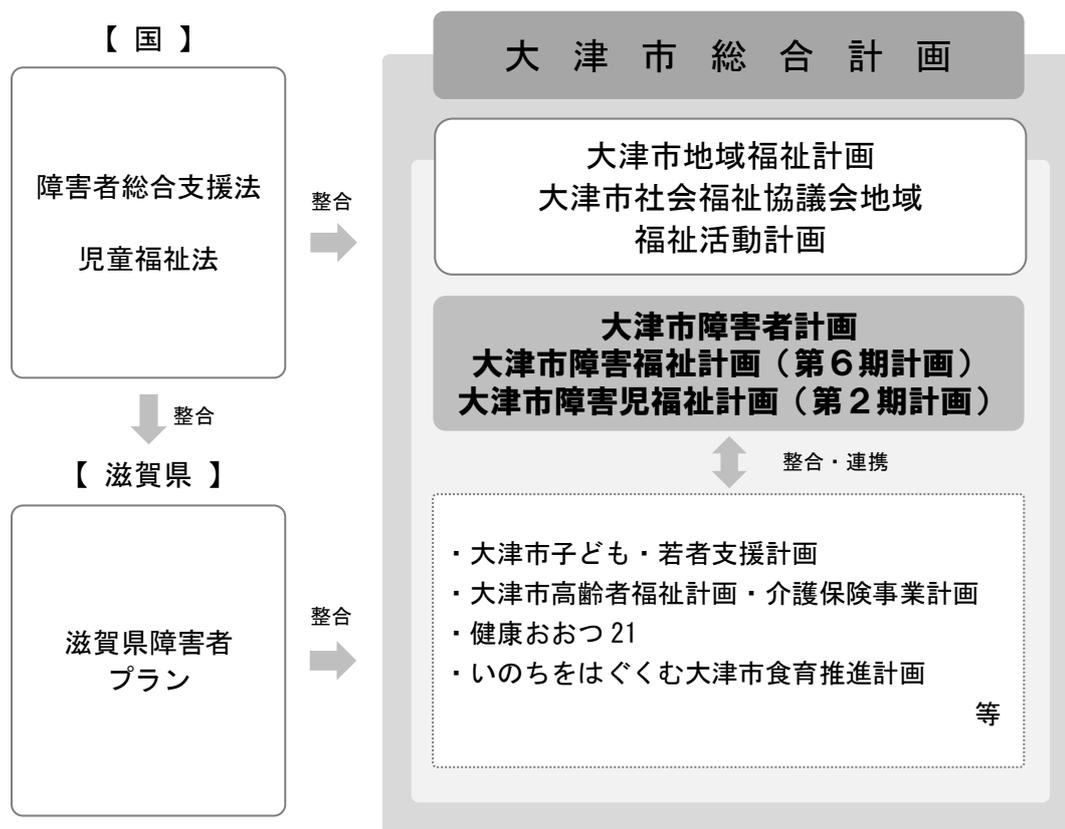
#### オ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

### 3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、大津市総合計画や大津市地域福祉計画・大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づいた障害福祉サービスなどの提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、滋賀県障害者プラン、市の関連計画との整合性を図ります。



## 4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

## 5 計画の期間

障害者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大津市障害者計画					
大津市障害福祉計画（第5期計画）・ 大津市障害児福祉計画（第1期計画）			大津市障害福祉計画（第6期計画）・ 大津市障害児福祉計画（第2期計画）		

## 6 計画の策定体制

障害者団体関係者をはじめ、福祉・医療等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」及び「大津市障害者自立支援協議会計画策定部会」を設置し、新たな計画内容に関し議論を積み重ねました。

障害のある人や市内事業所を対象にアンケート調査を実施し、障害のある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。



## 本市における動向

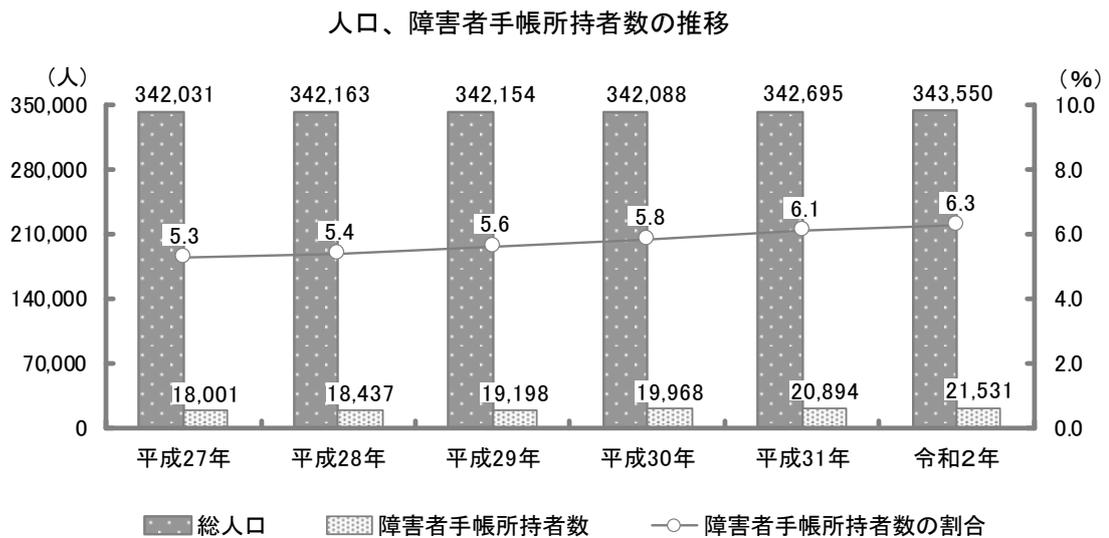
### 1 大津市の現状

#### (1) 障害者の状況

##### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在343,550人で、微増傾向にありましたが、今後減少が予測されています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在21,531人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も6.3%と増加傾向にあります。

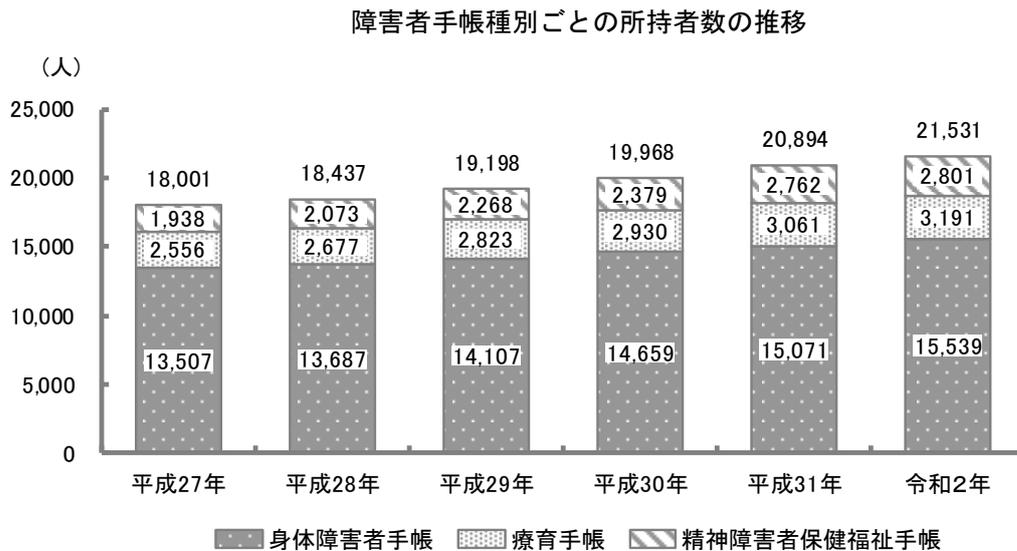


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は障害福祉課（各年4月1日現在）

## ② 障害者手帳種別ごとの所持者数の推移

障害者手帳種別ごとの所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在15,539人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在3,191人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和2年4月1日現在2,801人となっています。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の  
手帳所持者数が4,873人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が3,850人となっ  
ています。すべての等級の手帳所持者数が増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	4,253	4,301	4,477	4,652	4,755	4,873
2 級	1,923	1,936	1,972	2,025	2,060	2,128
3 級	1,982	1,977	2,003	2,111	2,221	2,324
4 級	3,440	3,501	3,565	3,669	3,768	3,850
5 級	1,181	1,228	1,287	1,329	1,342	1,366
6 級	728	744	803	873	925	998
合計	13,507	13,687	14,107	14,659	15,071	15,539

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

※重複障害の場合は主たる障害で総合等級により表示しています。

### ② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、肢体不自由が8,127人  
(52.3%)と最も多く、次いで内部障害が5,116人(32.9%)となっています。す  
べての障害の手帳所持者数が増加傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障害	820	832	845	865	883	908
聴覚・平衡機能 障害	1,046	1,030	1,061	1,112	1,149	1,192
音声・言語・そし やく機能障害	176	176	177	183	190	196
肢体不自由	7,360	7,446	7,624	7,830	7,958	8,127
内部障害	4,105	4,203	4,400	4,669	4,891	5,116
合計	13,507	13,687	14,107	14,659	15,071	15,539

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 障害の程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和2年4月1日現在、軽度B2度の手帳所持者数が1,275人で最も多く、次いで中度B1度の手帳所持者数が877人となっています。

すべての程度の手帳所持者数が増加傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
最重度A1	456	470	485	503	511	526
重度A2	449	464	476	483	504	513
中度B1	723	746	791	812	851	877
軽度B2	928	997	1,071	1,132	1,195	1,275
合計	2,556	2,677	2,823	2,930	3,061	3,191

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

#### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が1,842人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が740人となっています。すべての等級の手帳所持者数が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

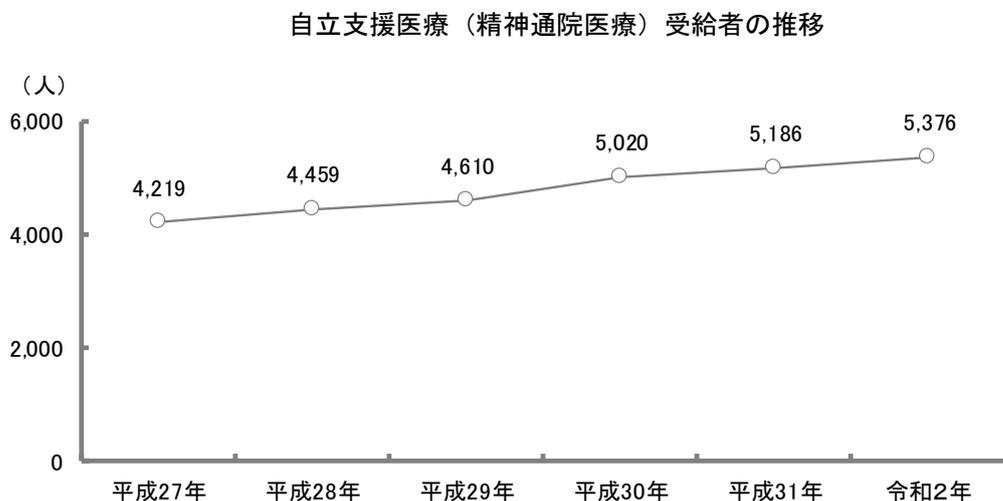
単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	169	153	172	174	205	219
2級	1,269	1,400	1,542	1,624	1,854	1,842
3級	500	520	554	581	703	740
合計	1,938	2,073	2,268	2,379	2,762	2,801

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

## ② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和2年4月1日現在5,376人で、増加傾向にあります。

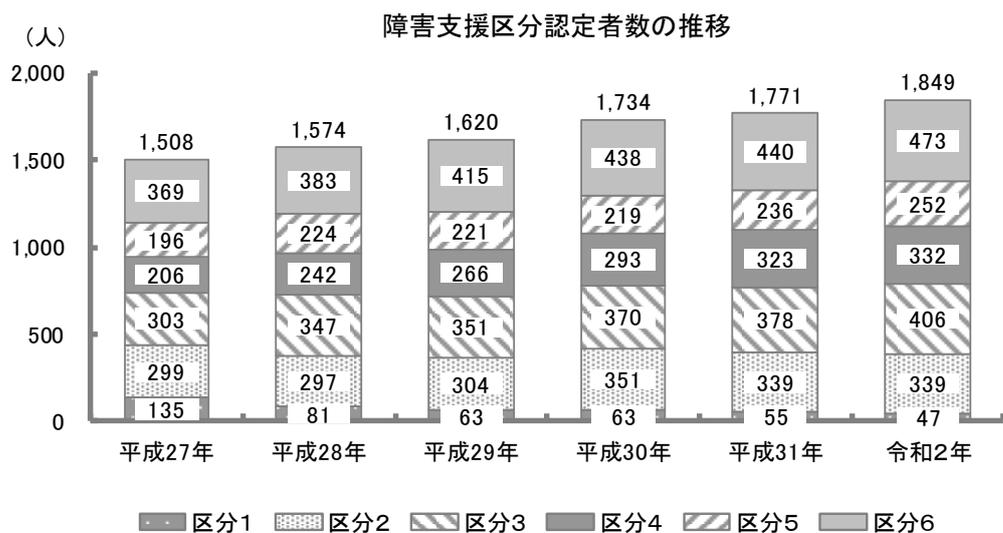


資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

## (5) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

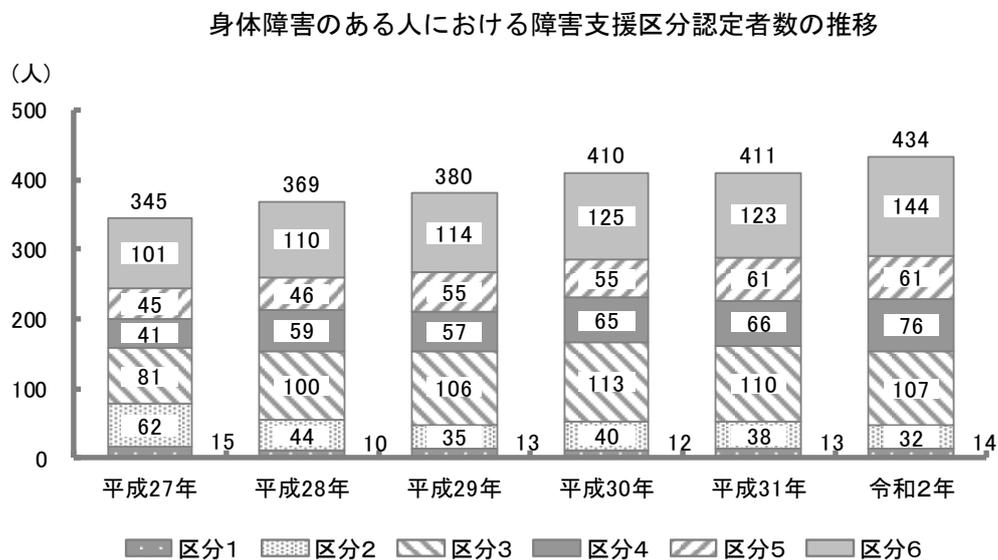
障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、区分6が473人で最も多く、次いで区分3が406人となっています。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

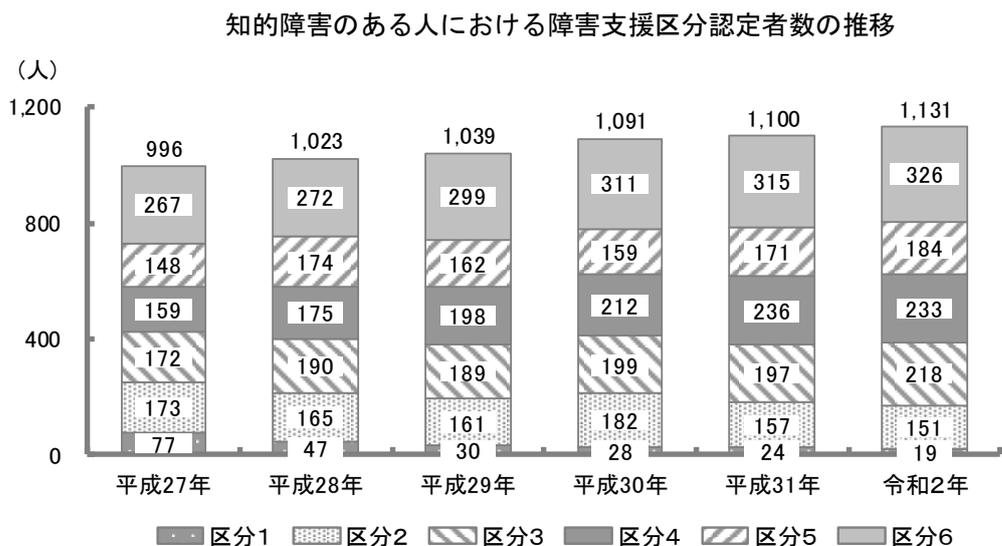
## ② 身体障害のある人における障害支援区分認定者数の推移

身体障害のある人における障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、区分6が144人で最も多く、次いで区分3が107人となっています。



## ③ 知的障害のある人における障害支援区分認定者数の推移

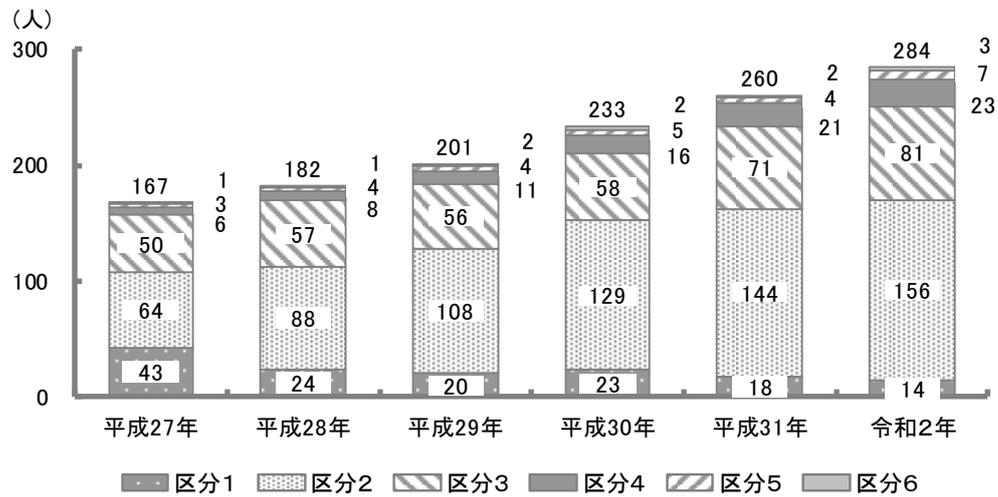
知的障害のある人における障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、区分6が326人で最も多く、次いで区分4が233人となっています。



④ 精神障害のある人における障害支援区分認定者数の推移

精神障害のある人における障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、区分2が156人で最も多く、次いで区分3が81人となっています。

精神障害のある人における障害支援区分認定者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

## || 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

「大津市障害福祉計画（第6期計画）」・「大津市障害児福祉計画（第2期計画）」の策定の基礎資料として、調査を実施したものです。

#### ② 調査対象

大津市在住の18歳以上の障害のある皆さまを無作為抽出

大津市在住の18歳未満の障害のある皆さまを無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和2年8月12日から令和2年8月27日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

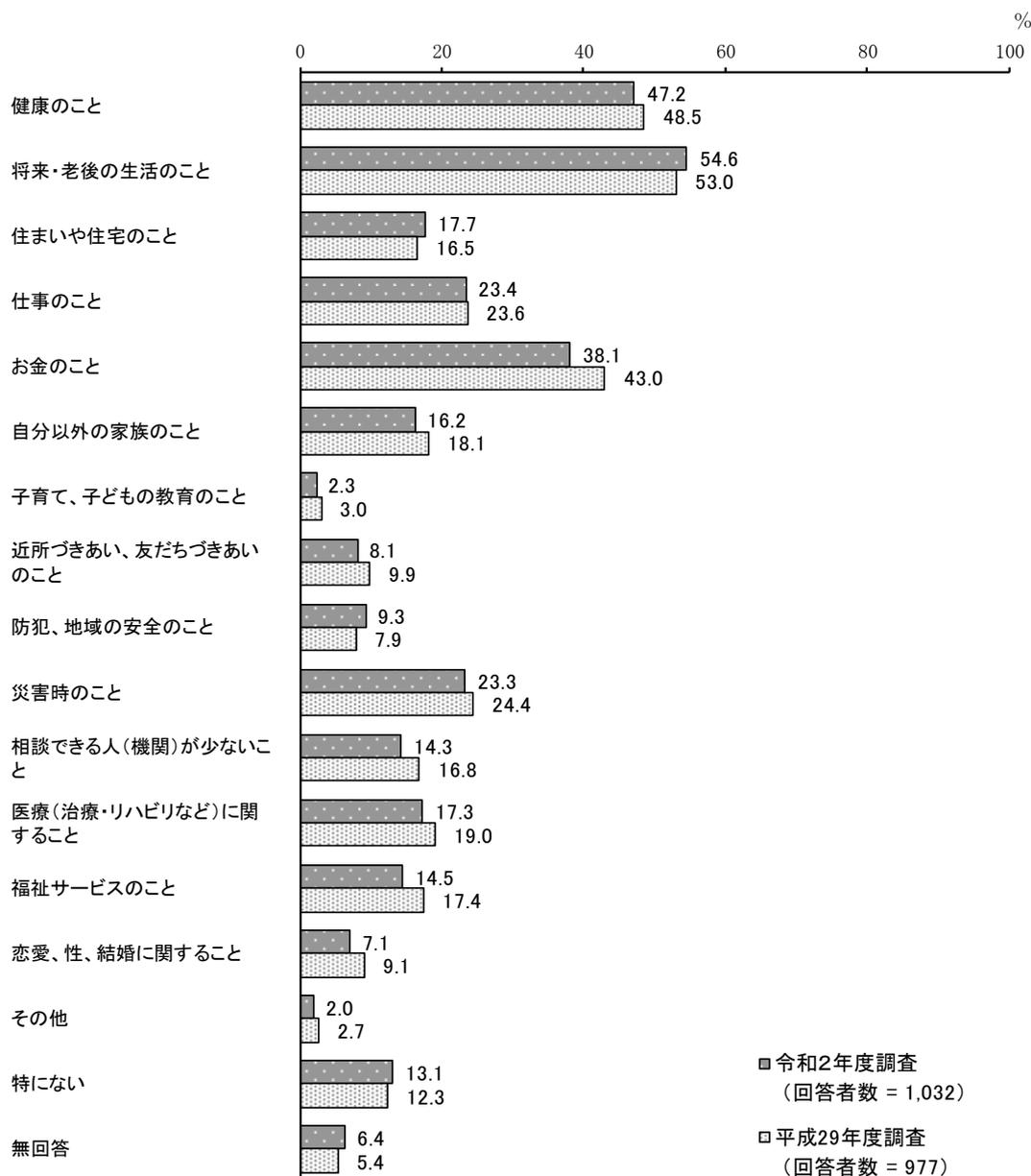
#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	2,000通	1,032通	51.6%
18歳未満	500通	288通	57.6%

## (2) 18歳以上調査結果

### ① 現在の生活で困っていることについて

現在の生活で困っていることについて、「将来・老後の生活のこと（54.6%）」が最も高く、次いで「健康のこと（47.2%）」「お金のこと（38.1%）」となっています。



## 【所持手帳別】

所持手帳別でみると、すべての手帳所持者で「将来・老後の生活のこと」が最も高くなっています。他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「仕事のこと（39.3%）」「お金のこと（54.0%）」「住まいや住宅のこと（26.5%）」「相談できる人（機関）が少ないこと（23.2%）」が高くなっています。

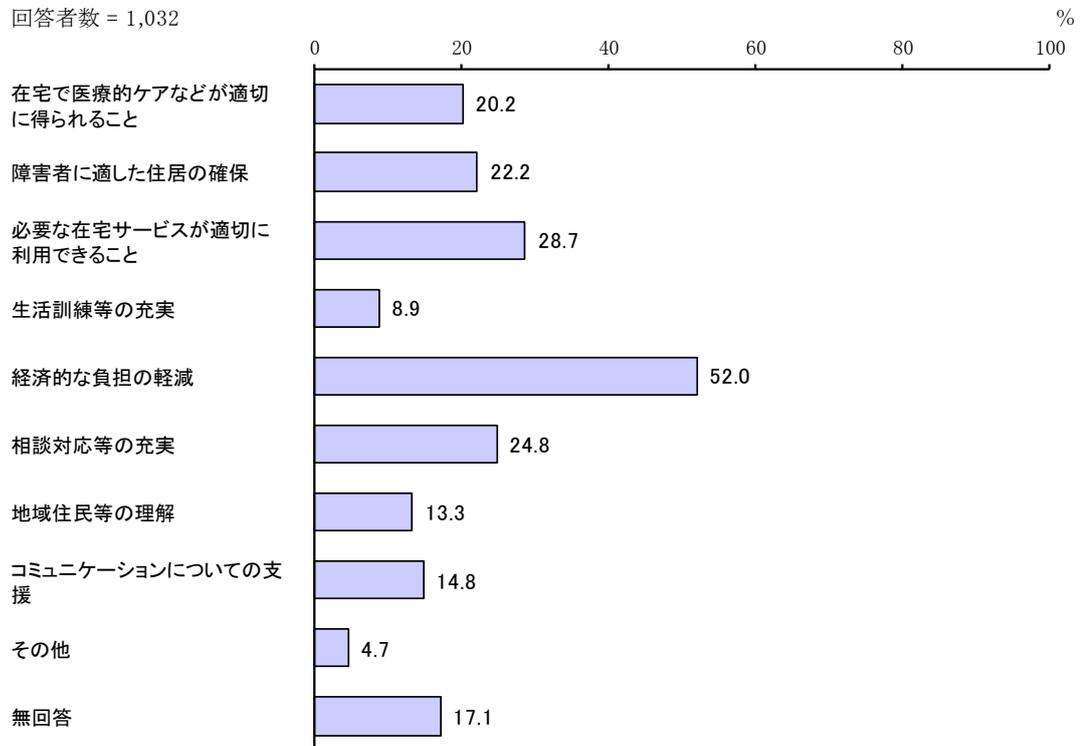
単位：％

区分	有効回答数（件）	健康のこと	将来・老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	お金のこと	自分以外の家族のこと	子育て、子どもの教育のこと	近所づきあい、友達
身体障害者手帳	657	48.7	49.0	16.3	18.9	36.5	17.5	2.3	4.4
療育手帳	242	40.5	59.9	16.5	16.9	25.2	9.5	0.4	8.3
精神障害者保健福祉手帳	211	49.8	65.4	26.5	39.3	54.0	19.9	3.8	19.4

区分	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	相談できる人（機関）が少ないこと	医療（治療・リハビリなど）に関すること	福祉サービスのこと	恋愛、性、結婚に関すること	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳	7.9	23.9	11.0	18.6	14.2	3.5	2.1	14.6	6.7
療育手帳	8.7	28.1	15.7	16.1	23.6	8.7	1.7	13.2	9.1
精神障害者保健福祉手帳	13.3	19.4	23.2	14.2	11.8	14.7	3.8	7.1	5.2

## ② 希望する暮らしを送るためにあるとよい支援について

希望する暮らしを送るためにあるとよい支援について、「経済的な負担の軽減」の割合が52.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が28.7%、「相談対応等の充実」の割合が24.8%となっています。



### 【所持手帳別】

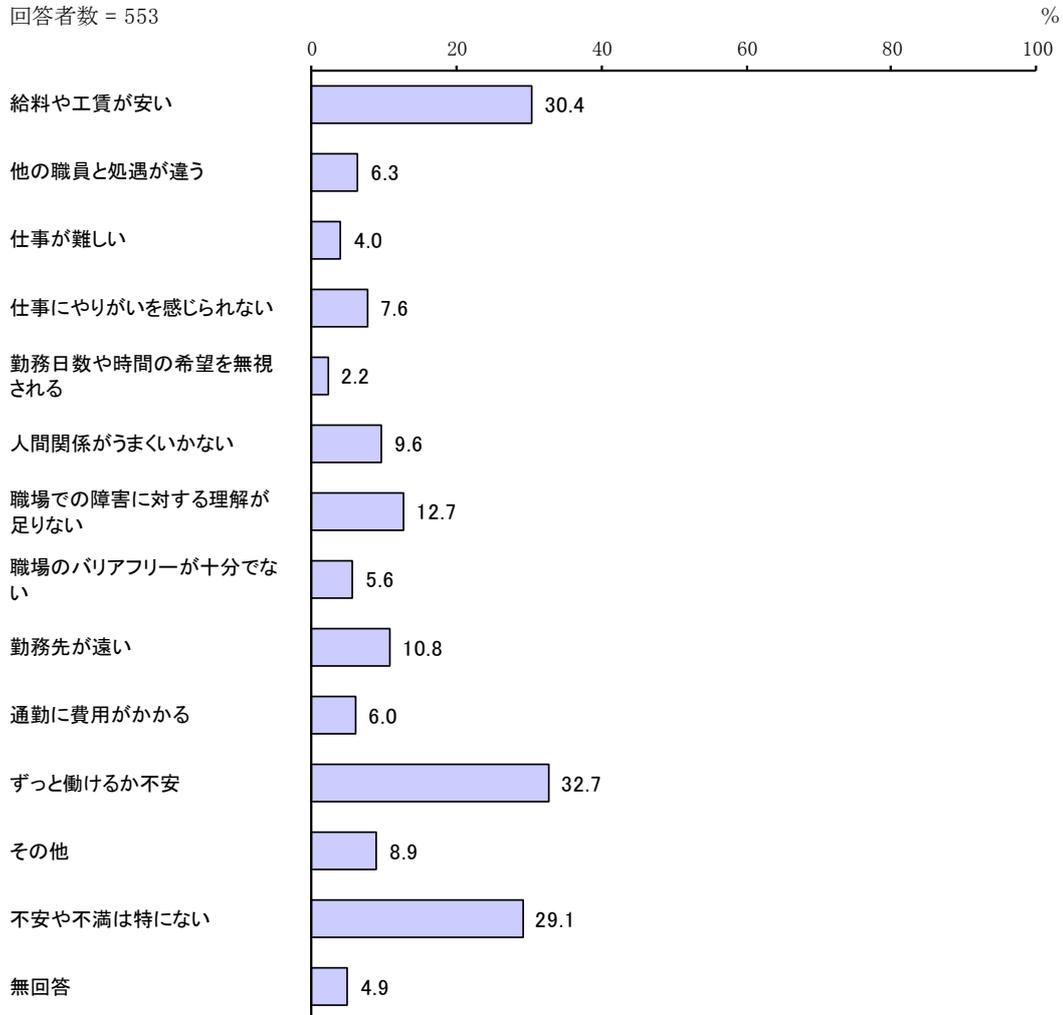
所持手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「相談対応等の充実（療育手帳：33.9%、精神障害者保健福祉手帳：32.2%）」が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
身体障害者手帳	657	23.3	21.3	29.2	6.7	51.3	18.7	10.2	8.1	4.4	17.8
療育手帳	242	15.3	31.8	37.6	13.6	44.6	33.9	20.2	27.7	3.3	17.8
精神障害者保健福祉手帳	211	15.6	20.9	21.3	13.3	57.8	32.2	16.6	20.4	7.6	14.2

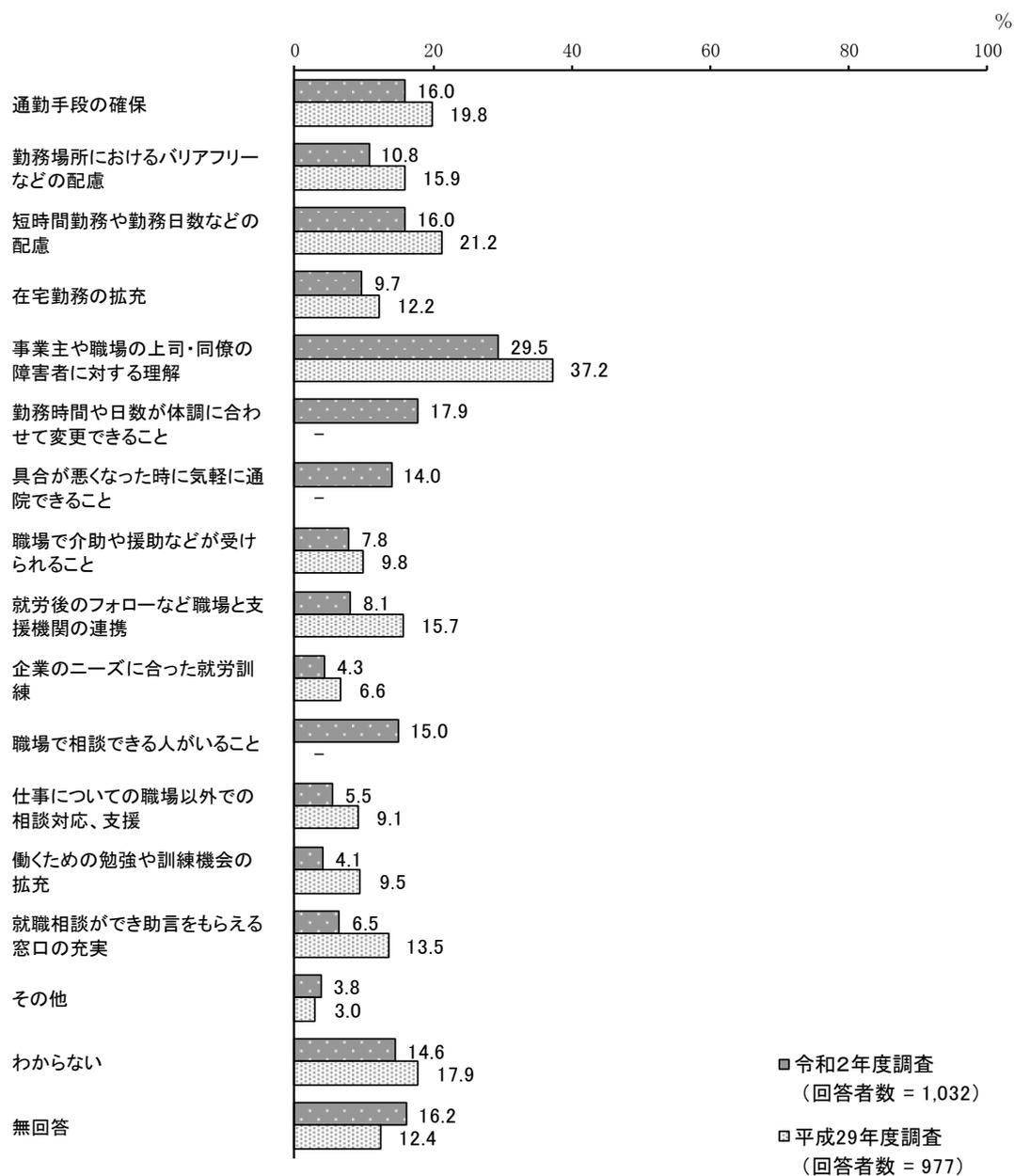
### ③ 現在の仕事（職場）に対する不安や不満について

現在の仕事（職場）に対する不安や不満について、「ずっと働けるか不安」の割合が32.7%と最も高く、次いで「給料や工賃が安い」の割合が30.4%、「不安や不満は特にない」の割合が29.1%となっています。



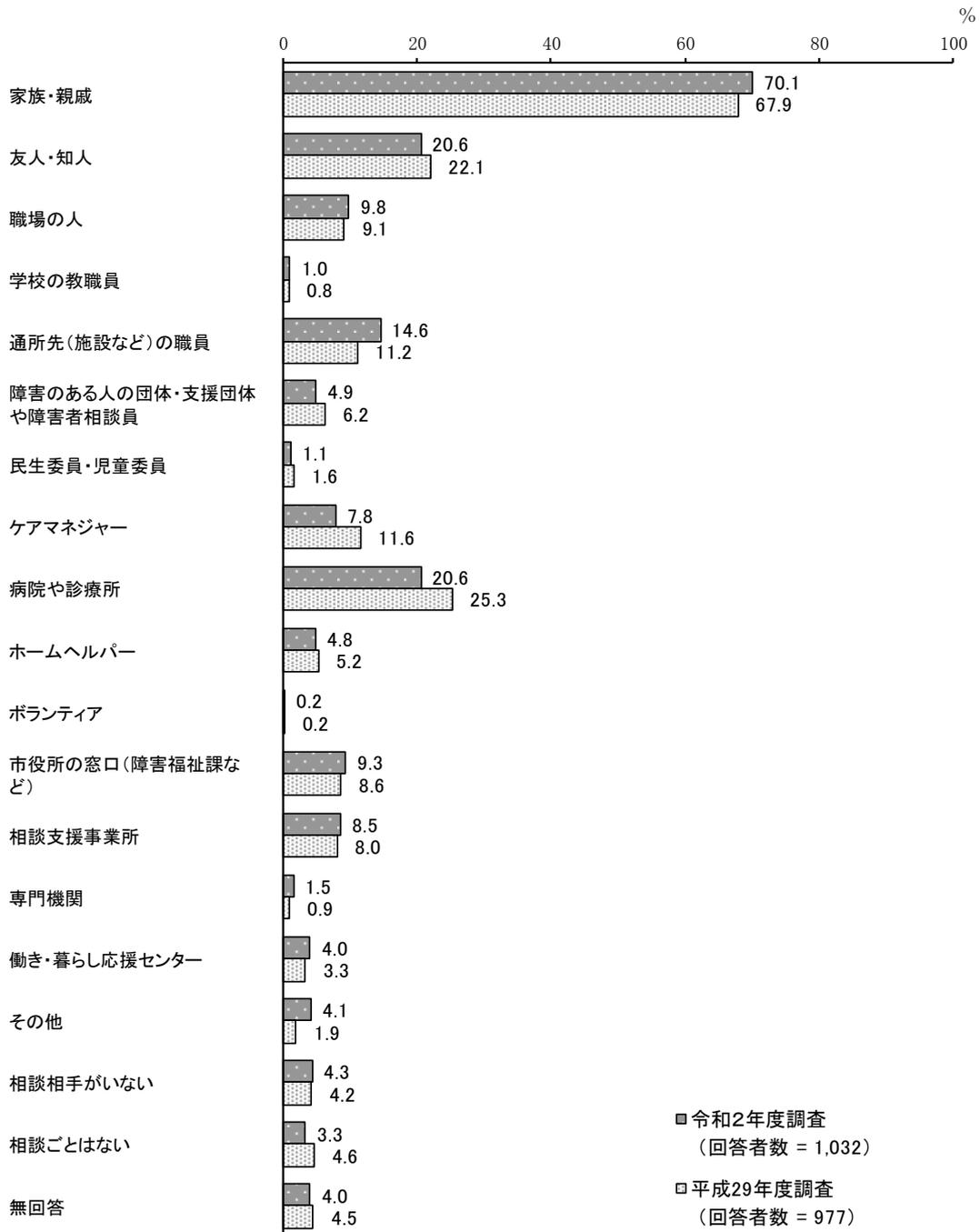
#### ④ 障害者の就労支援として必要なことについて

障害者の就労支援として必要なことについて、「事業主や職場の上司・同僚の障害者に対する理解」の割合が29.5%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が17.9%、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の割合が16.0%となっています。



### ⑤ 主な相談先について

主な相談先について、「家族・親戚」の割合が70.1%と最も高く、次いで「友人・知人」、「病院や診療所」の割合が20.6%となっています。



## 【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「家族・親戚」以外で「病院や診療所(37.9%)」が高く、「相談支援事業所(7.6%)」が低くなっています。

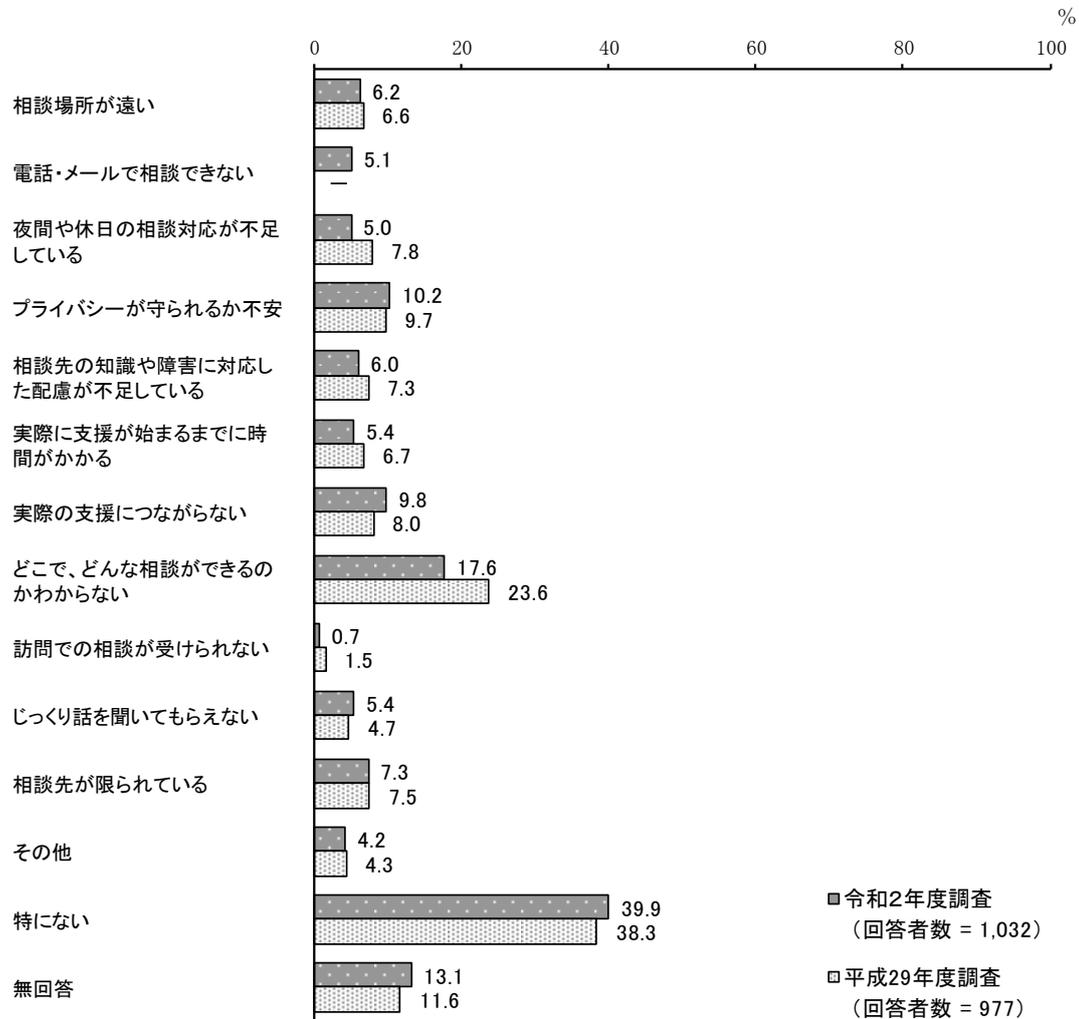
単位：%

区分	有効回答数 (件)	家族・親戚	友人・知人	職場の人	学校の教職員	通所先(施設など)の職員	障害のある人の団体・支援団体や障害者相談員	民生委員・児童委員	ケアマネジャー	病院や診療所
身体障害者手帳	657	71.1	23.1	8.7	0.5	6.8	4.1	1.2	10.4	18.7
療育手帳	242	72.3	10.3	12.4	2.5	41.7	8.3	1.7	4.5	12.8
精神障害者保健福祉手帳	211	61.6	22.7	9.5	0.9	11.8	6.6	1.4	3.3	37.9

区分	ホームヘルパー	ボランティア	市役所の窓口(障害福祉課など)	相談支援事業所	専門機関	働き・暮らし応援センター	その他	相談相手がいない	相談ことはない	無回答
身体障害者手帳	4.6	0.2	10.0	4.9	1.4	1.5	2.1	4.6	4.3	4.0
療育手帳	9.5	0.4	11.6	24.0	0.8	6.6	4.1	0.8	1.2	5.4
精神障害者保健福祉手帳	2.8	—	10.4	7.6	1.9	7.1	9.0	6.2	1.4	3.8

## ⑥ 悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることについて

悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることについて、「特にない」の割合が39.9%と最も高く、次いで「どこで、どんな相談ができるのかわからない」の割合が17.6%、「プライバシーが守られるか不安」の割合が10.2%となっています。



## 【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「実際の支援につながらない(14.2%)」「プライバシーが守られるか不安(13.3%)」が高くなっています。

単位：%

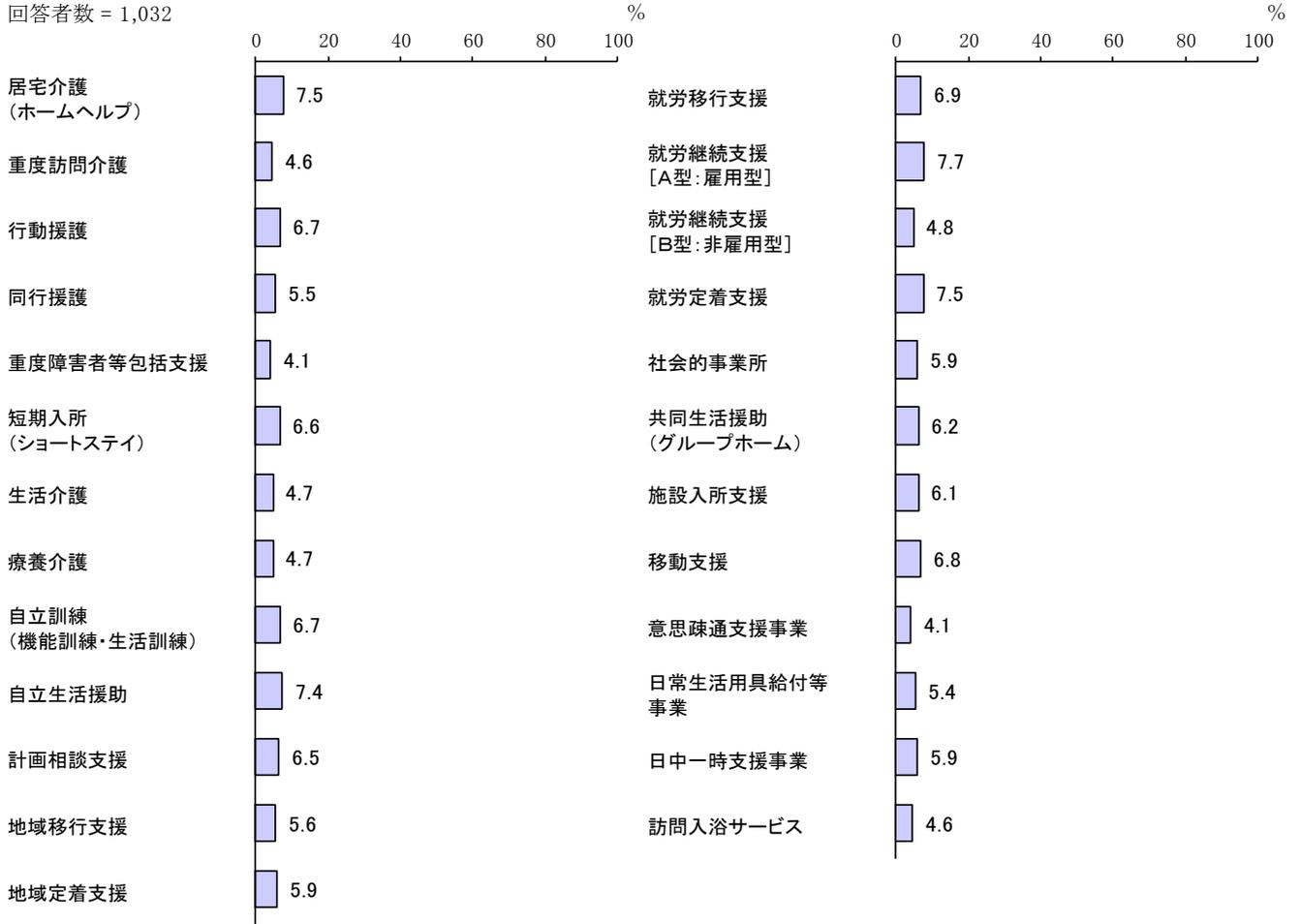
区分	有効回答数 (件)	相談場所が遠い	電話・メールで相談できない	夜間や休日の相談対応が不足している	プライバシーが守られるか不安	相談先の知識や障害に対応した配慮が不足している	実際に支援が始まるまでに時間がかかる	実際の支援につながらない
身体障害者手帳	657	4.7	3.8	4.1	9.4	5.6	4.7	8.7
療育手帳	242	6.6	8.3	4.5	6.6	7.0	7.9	8.7
精神障害者保健福祉手帳	211	8.5	5.2	7.6	13.3	5.7	5.7	14.2

区分	どこで、どんな相談ができるのかわからない	訪問での相談が受けられない	じっくり話を聞いてもらえない	相談先が限られている	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳	18.1	0.6	3.8	4.0	3.5	44.1	13.5
療育手帳	13.6	0.8	5.4	9.1	4.5	33.5	20.7
精神障害者保健福祉手帳	17.5	0.9	12.3	11.4	7.1	32.2	10.4

## ⑦ 障害福祉サービスの利用希望について

障害福祉サービスの利用希望について、各サービス5%前後新たな利用希望の回答がみられます。

回答者数 = 1,032

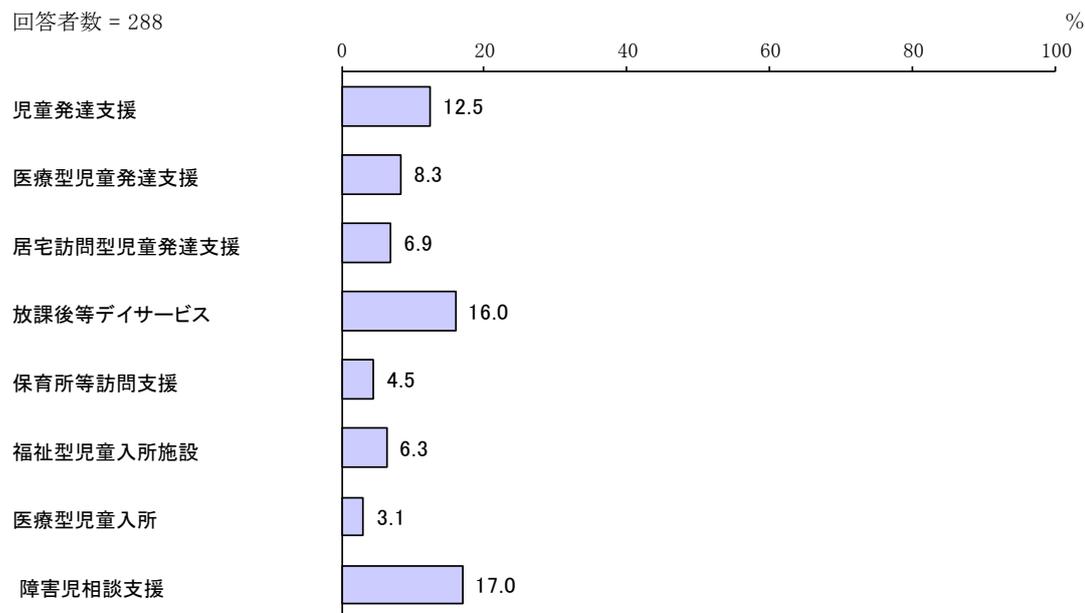


### (3) 18歳未満調査結果

#### ① 障害児福祉サービスの利用希望について

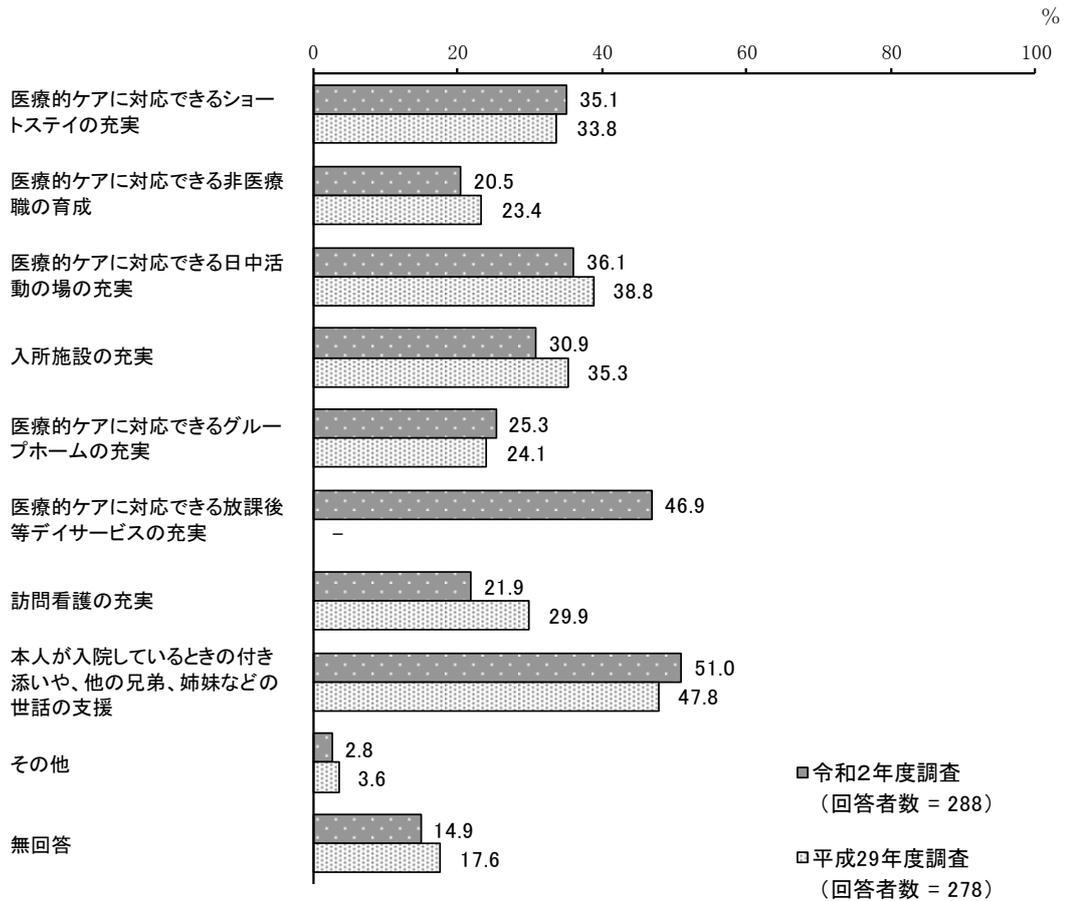
障害児福祉サービスの利用希望について、「児童発達支援（12.5%）」「医療型児童発達支援（8.3%）」「放課後等デイサービス（16.0%）」「障害児相談支援（17.0%）」が高くなっています。

回答者数 = 288



② 医療的ケアが必要な人が安心して生活するために充実すべきだと思うサービスについて

医療的ケアが必要な人が安心して生活するために充実すべきだと思うサービスについて、「本人が入院しているときの付き添いや、他の兄弟、姉妹などの世話の支援」の割合が51.0%と最も高く、次いで「医療的ケアに対応できる放課後等デイサービスの充実」の割合が46.9%、「医療的ケアに対応できる日中活動の場の充実」の割合が36.1%となっています。



【所持手帳別】

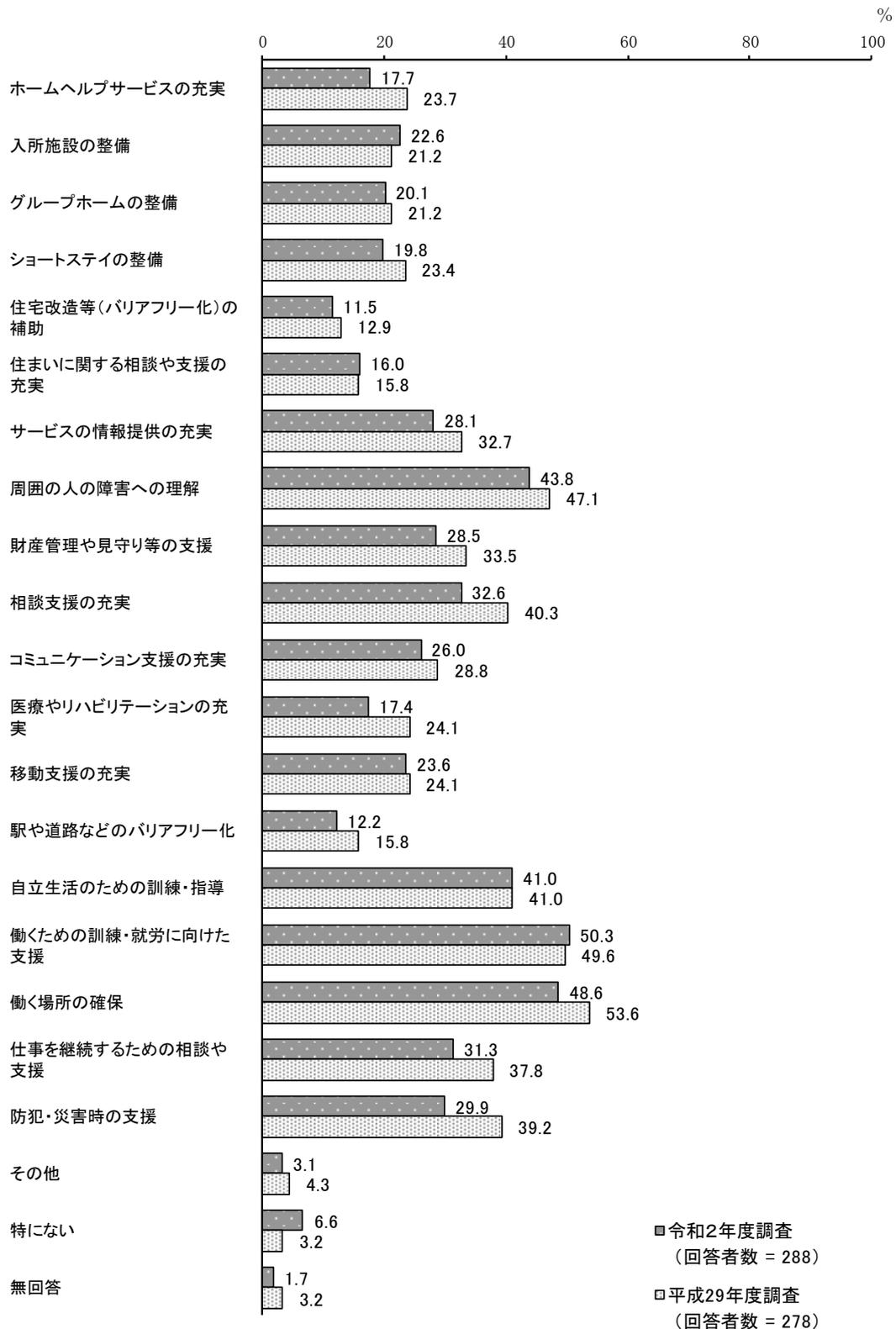
所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「医療的ケアに対応できる放課後等デイサービスの充実（56.3%）」が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	医療的ケアに対応できる ショートステイの充実	医療的ケアに対応できる 非医療職の育成	医療的ケアに対応できる 日中活動の場の充実	入所施設の充実	医療的ケアに対応できる グループホームの充実	医療的ケアに対応できる 放課後等デイサービスの充実	訪問看護の充実	本人が入院しているときの 付き添いや、他の兄弟、姉妹 などの世話の支援	その他	無回答
身体障害者手帳	71	45.1	19.7	46.5	35.2	26.8	56.3	23.9	46.5	1.4	11.3
療育手帳	227	36.6	22.5	37.9	33.5	28.2	48.5	22.9	52.9	3.1	12.8
精神障害者保健福祉手帳	12	25.0	8.3	8.3	25.0	16.7	16.7	33.3	33.3	—	33.3

### ③ 我が子が希望する暮らしを実現するために必要なことについて

我が子が希望する暮らしを実現するために必要なことについて、「働くための訓練・就労に向けた支援」の割合が50.3%と最も高く、次いで「働く場所の確保」の割合が48.6%、「周囲の人の障害への理解」の割合が43.8%となっています。



## 【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「働くための訓練・就労に向けた支援（療育手帳：52.4%、精神障害者保健福祉手帳：50.0%）」が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	ホームヘルプサービスの充実	入所施設の整備	グループホームの整備	ショートステイの整備	住宅改造等（バリアフリー化）の補助	住まいに関する相談や支援の充実	サービスの情報提供の充実	周囲の人の障害への理解	財産管理や見守り等の支援	相談支援の充実	コミュニケーション支援の充実
身体障害者手帳	71	21.1	21.1	11.3	29.6	29.6	23.9	31.0	36.6	16.9	26.8	14.1
療育手帳	227	19.4	24.7	22.9	21.6	10.6	16.7	30.0	44.1	31.7	34.4	26.9
精神障害者保健福祉手帳	12	16.7	33.3	8.3	16.7	8.3	8.3	33.3	25.0	—	41.7	25.0

区分	医療やリハビリテーションの充実	移動支援の充実	駅や道路などのバリアフリー化	自立生活のための訓練・指導	働くための訓練・就労に向けた支援	働く場所の確保	仕事を継続するための相談や支援	防犯・災害時の支援	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳	38.0	31.0	32.4	28.2	29.6	35.2	21.1	38.0	2.8	8.5	2.8
療育手帳	15.4	22.9	10.6	42.3	52.4	49.3	33.9	31.7	4.0	4.4	1.3
精神障害者保健福祉手帳	—	25.0	—	33.3	50.0	41.7	25.0	16.7	—	—	—



## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方

### || 1 計画の基本理念

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた天津市障害者計画においては、「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を将来像とし、すべての人が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指しています。

本計画においては、この基本理念を継承しつつ、障害福祉計画の捉え方として、障害のある人の特性に応じた支援ができ、障害のある人が望む暮らしができることが必要であると考えます。

支援が必要な人が望む生活のかたちは様々であり、その人の特性に応じた、多様なサービスが提供され、円滑に結びつくことが重要です。

そのため、支援が必要な人のニーズに応じて、サービス提供体制を整備するとともに、多様な地域生活支援を推進するため、新規の事業所の参入を図ります。特に、重度障害のある人や精神障害のある人の支援など、不足しているサービスの確保に努めるとともに、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人への支援など、制度の谷間のない支援を充実します。また、障害のある人の家族の心身の負担の軽減や、家庭や地域での孤立の防止を図るため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用促進についても取り組みます。

さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスのみならず、関係機関との連携を図り、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」において、障害のある人も含めた対象を拡大するため、その基盤づくりに取り組み、利用者にとって最適なサービスを提供できるよう支援するとともに、多様な生き方を地域全体で支えるまちづくりを目指します。

## || 2 大津市障害者計画の基本目標と本計画の位置づけ

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた大津市障害者計画では、7つの基本目標として、「差別解消と相互理解の促進」「相談体制・情報提供の充実」「福祉のまちづくりの推進」「子どもの育ちに応じた支援の充実」「保健・医療の充実」「地域生活支援の充実」「就労の促進」を定めています。

その中でも、「地域生活支援の充実」では、「障害福祉サービス等の充実」「地域生活への移行の促進」「障害のある人の家族への支援」を掲げており、本計画においても大津市障害者計画と整合を図りつつ、障害のある人一人ひとりに寄り添った、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施と確保の方針として、多様な特性に応じた地域生活支援体制の充実と、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

## || 3 計画の基本方針

本計画では大津市障害者計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

### 「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。また、自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援を充実します。

### 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

### 「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」

制度・分野ごとの『縦割り』を超え、「共通する困りごと」がある人たちを支える仕組みを作ります。人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ります。

## 「地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応」

障害等により今の地域社会の環境や、サービス提供体制では暮らしにくさがある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

## 「障害児の健やかな育成のための発達支援」

障害のある子どもへの支援は、障害のある子ども本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障害のある子ども及びその家族に対し、子どもの発達に気がかりがある段階から気軽に相談できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## 「障害福祉人材の確保」

障害の重度化・高齢化が進む中、安定的で質の高い障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、障害福祉を担う人材を確保し、定着をはかるために、大学・専門学校等との連携を強め、加えて、転職者へのアプローチをします。また、専門性を高めるための研修の実施や、キャリアパス構築による必須資格者の安定した継続配置、職種間の連携等の体制づくりを進めます。

## 「障害のある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なスポーツ、文化芸術活動に積極的に参加し、楽しむことができる環境整備を進めます。



# 第 4 章

## 計画に掲げる成果目標の数値

### 1 施設入所利用者の地域生活への移行

#### (1) 第 5 期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点施設入所者数	173 人	平成 28 年度末の施設入所者数（実績）
令和 2 年度末時点施設入所者数目標値	173 人	平成 28 年度末の施設入所者数と同数

令和 2 年度末 施設入所者の 地域生活への 移行者数 目 標 値	21 人	◆平成 28 年度末の施設入所者数 173 人の 2% + 前期未達成率 10.6% = 21 人
---	------	---

【県独自目標】 令和 2 年度末 県外施設入所者数 目 標 値	35 人	◆平成 28 年度末の県外施設入所者数 38 人から年間 1 人移行を目標とする
--	------	--

施設入所者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	166 人	161 人	161 人

施設入所者の 地域生活への 移行者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	5 人	5 人	5 人

県外施設入所者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	40 人	38 人	39 人

## (2) 第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	施設入所の需要等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者と同数を令和5年度末の施設入所者の目標値とする
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者の9.4%（国の指針6%に第5期計画の未達成率3.4%を加えた割合）を令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値とする
【県独自目標】 県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	県独自の成果目標のため、基本指針の記載なし	年間1人の移行を目標とする

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	161人
令和5年度末における地域生活への移行者数	15人
県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	3人

### 目標実現に向けた取組

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

アンケート調査では、当事者から、必要な在宅サービスの充実や相談支援を求める割合が2割半ばとなっています。特に障害が重度の人では、その傾向が顕著になっています。

障害のある人が安心して地域で暮らすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上で、地域の中でのサービスの充実を図るとともに、共同生活援助の利用者数が増加する中で、不足している重度障害対応型のグループホームの充実や多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせる環境づくりに取り組むこと、施設に入所しながら地域でのサービスを受けられる仕組みを作ることで地域生活への基盤を作ることが重要です。

自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害のある人の地域生活移行の受け皿として、多様な住まい（グループホーム、シェアハウス）の確保に努めるとともに、訪問系サービスを使いながら重度障害のある人の暮らしを支える体制整備を行います。さらに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 第5期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
第5期における目標値	1か所	令和2年度末までに設置する協議の場数
令和2年度末設置見込数	1か所	大津市障害者自立支援協議会に設置

### (2) 第6期計画の成果目標の設定

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	90人	90人	90人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	4人	5人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	7人	8人	9人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	55人	58人	61人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	5人	5人	5人

#### 目標実現に向けた取組

保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

アンケート調査では、当事者から、相談支援の充実や医療的ケアが在宅で受けられる体制が求められています。特に相談支援については、相談場所について知らない人が多いことや、プライバシーに関する不安を感じる人が多くみられています。精神障害に対応できる相談支援専門員の確保が求められます。

精神障害のある人の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、住居の確保や医師、保健師、相談支援専門員等、福祉専門職だけでなく医療関係者との連携による支援の充実を図ることが必要です。また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な時にいつでも相談できる体制づくりや、急性期の受入れ対応についても検討が必要です。

さらに、相談支援体制の強化として、相談支援を担う人材の育成・確保、相談支援の周知・啓発を行うことが必要です。

精神障害の程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、さまざまな当事者活動やピアサポート活動への支援、精神障害のある人が地域で交流できる場を提供します。また、精神障害のある人の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として大津市障害者自立支援協議会と連携し、検討を進めます。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### (1) 第5期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
第5期における目標値	1か所	令和2年度末までに整備する数
令和2年度末設置見込数	1か所	面的整備による実施

#### (2) 第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の方針に準じる

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	1か所	1か所	1か所
	多機能拠点整備型	1か所	1か所	2か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		6回	6回	6回

## 目標実現に向けた取組

障害のある人の重度化・高齢化に備え、重度障害にも対応でき、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図ることができる体制が求められています。

アンケート調査では、当事者においては、相談支援の充実が求められています。

障害のある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、対象者全員にサービス等利用計画が作成され、適宜、生活状況に合わせた見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。

また、地域生活支援拠点の充実を図り、身近な困りごとの相談や緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が引き続き求められます。

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、また、障害の種類、程度に関わらず、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。面的整備型については、地域における複数の機関を確保し、分担して機能を担う体制づくりを進めるとともに、多機能拠点整備型についても併せて整備を検討していきます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### (1) 第5期計画の成果目標の達成状況

#### ① 福祉施設から一般就労への移行数

項目	数値	考え方	
平成 28 年度 一般就労移行者数	16 人	平成 28 年度末において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	
令和 2 年度末 一般就労移行者数 目 標 値	24 人 1.5 倍	令和 2 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数  国目標：就労移行者数 16 人の 1.5 倍	
一般就労移行者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	41 人	42 人	22 人

#### ② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方	
平成 28 年度 就労移行支援事業利用者数	92 人	平成 28 年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数	
令和 2 年度末 就労移行支援事業利用者数 目 標 値	116 人 1.2 倍	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数の 2 割増	
就労移行支援事業利用者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	87 人	122 人	132 人

#### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

項目	数値	考え方
平成 28 年度末 就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所の割合	30%	平成 28 年度末における就労移行支援事業所の数
令和 2 年度末 就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所の割合 目 標 値	4 割 以上	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合を、県の目標設定を採用し 4 割以上とする

就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合 実績・見込値	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	33%	21%	38%

#### ④ 就労定着支援事業の就労定着率

令和2年度末 就労定着支援開始1年後の 職場定着率 目標値	8割以上	就労定着支援事業による支援を開始した 時点から1年後の職場定着率を8割以上 とする
--	------	---

就労定着支援開始1年後の 職場定着率 実績・見込値	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	63%	88%	93%

## (2) 第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数 (全体)	令和5年度中に、令和元年度実績 の1.27倍以上	国の方針に準じる 令和元年度実績 42人
就労移行支援にお ける一般就労移行 者数	令和5年度中に、令和元年度実績 の1.30倍以上	国の方針に準じる 令和元年度実績 21人
就労継続支援A型 における一般就労 移行者数	令和5年度中に、令和元年度実績 の1.26倍以上	国の方針に準じる 令和元年度実績 5人
就労継続支援B型 における一般就労 移行者数	令和5年度中に、令和元年度実績 の1.23倍以上	国の方針に準じる 令和元年度実績 15人
就労定着支援事業 の利用者数	令和5年度末における就労移行 支援事業等を通じて一般就労に 移行する人数の7割が就労定着 支援事業を利用することを基本	国の方針に準じる
就労定着支援事業 所ごとの就労定着 率	令和5年度における就労定着支 援による就労定着率が8割以上 の事業所を全体の7割以上とす ることを基本	国の方針に準じる

目 標 値	
令和5年度中の一般就労移行者数（全体）	53人 (1.27倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	27人 (1.30倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	6人 (1.26倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労継続支援B型）	18人 (1.23倍増)
令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数	37人 (70.0%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合	7割以上

### 目標実現に向けた取組

成果目標に掲げている一般就労への移行については、就労移行支援、就労継続支援ともに利用者は増加している中で、企業と就労する障害のある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労準備支援等による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

障害のある人の就労は、社会参加、生きがいづくりの観点からも重要であり、福祉的就労についてはその重要な役割を担っています。障害のある人が障害の程度や特性に応じて、個々人の望む多様な働き方ができる環境を整備していくことが重要です。

アンケート調査では、当事者からは、職場での障害のある人に対する理解の促進が求められており、障害のある人が継続して働きやすい環境になるよう、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいくことが必要です。

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、障害のある人の希望に応じた就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援をおおつ働き・暮らし応援センターと引き続き連携して行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害のある人の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 第1期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	実績値
児童発達支援センターの設置数	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
重症心身障害児を支援する事業所の確保数	3 か所	6 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 か所	1 か所

### (2) 第2期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築を旨とする児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	やまびこ総合支援センター内に設置しているセンター機能をさらに強化し、北部、東部にも設置を目指す
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	すでに実施しており、教育機関等と連携に努める
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	協議の場はすでに設置されており、一層の連携強化に努める
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	すでに配置されており増加するニーズに対応するよう努める

目 標 値	
令和5年度末までに重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター設置	3か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	4か所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	35人	35人	35人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	30人	40人	40人

### 目標実現に向けた取組

児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用者数が増加しています。そのため、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

アンケート調査では、保護者から「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談」を新たに利用したいという回答が多くみられます。

サービスの利用においては、子どもの発達にとって必要な支援と、家族の介護負担の軽減のバランスをとりながら、伴走する相談支援が必要です。相談支援の充実を図りながら、サービスの利用につなげます。

また、アンケート調査では、保護者から医療的ケアに対応した各種サービスが求められており、医療的ケアが必要な児童については、保健・医療・福祉や関係機関の協議の場を一層充実する等、総合的な支援体制を構築するとともに、担い手不足の解消や人材育成等医療的ケア児及び重症心身障害児を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスの事業実施への支援が必要です。

サービス利用にあたっては、相談支援に適切につなげることで、子どもの発達とご家族の希望の両立を図ります。

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関の連携を図ります。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センター設置に向けての協議の実施	令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センターがその機能を担うので、センター設置に向けて協議を実施する

目標値	
基幹相談支援センター設置に向けての協議の実施	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	4,916件	4,916件	4,916件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	24件	48件	48件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	16件	20件	20件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	54回	54回	54回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	35人	39人	43人

#### 目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターの設置を検討し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

## 7 障害福祉サービス等の質の向上

### (1) 第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の方針に準じる

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

#### 目標実現に向けた取組

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討にあたっては、大津市障害者自立支援協議会において協議を進めます。



# 第 5 章

## 障害福祉サービスの利用見込み

### 1 訪問系サービスの利用見込量

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	870	886	900	914	928	943
	時間分	14,976	16,460	16,924	9,037	6,758	6,942
重度訪問介護	人分	34	38	35	42	45	47
	時間分	4,747	4,274	5,125	5,658	6,062	6,331
同行援護	人分	87	91	92	93	94	95
	時間分	2,242	2,320	2,379	2,438	2,465	2,491
行動援護	人分	6	6	6	208	301	329
	時間分	145	177	189	2,744	4,369	4,784
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	120	120	120

## ② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## 2 日中活動系サービスの利用見込量

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者または精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	598	609	620	655	675	695
	人日分	8,255	9,087	9,399	9,563	9,855	10,147
自立訓練 (機能訓練)	人分	10	9	9	10	11	11
	人日分	156	144	164	169	177	177
自立訓練 (生活訓練)	人分	67	60	67	73	73	73
	人日分	1,005	939	1,011	1,082	1,082	1,082
就労移行支援	人分	94	101	109	117	126	136
	人日分	1,441	1,638	1,716	1,797	1,935	2,089
就労継続支援 (A型)	人分	122	130	136	139	143	148
	人日分	2,210	2,387	2,393	2,446	2,516	2,550
就労継続支援 (B型)	人分	628	673	674	737	763	791
	人日分	9,859	10,453	11,139	11,718	12,132	12,577
就労定着支援	人分	6	30	30	30	30	30
療養介護	人分	60	59	59	60	60	60
	人日分	1,791	1,769	1,780	1,791	1,791	1,791
短期入所（福祉 型・医療型）	人分	314	315	318	320	343	365
	人日分	1,466	1,460	1,488	1,516	1,616	1,716

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

### 3 居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	264	280	290	320	340	360
施設入所支援	人分	166	161	161	161	161	161
自立生活援助	人分	1	5	6	7	10	15

#### ② 見込量確保の方策

- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある人に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。
- 中軽度の方の住まいの場の整備は比較的進んでいて充足しつつあるものの、行動障害を呈する人や重症心身障害を呈する人など、特に障害が重度の人の住まいの整備を進めます。

## 4 相談支援の利用見込量

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	272	309	328	347	387	427
地域移行支援	人分	3	1	2	3	5	6
地域定着支援	人分	7	4	6	7	9	10

### ② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制の確保に努めます。
- 障害者のある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターの設置を検討し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



# 第 6 章

## 障害児福祉サービスの利用見込み

### 1 障害児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり、ただし児童発達支援は年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	162	177	196	201	206	211
	人日分	19,591	19,636	21,687	23,738	24,329	24,919
医療型児童発達支援	人分	1	2	2	3	4	4
	回分	6	11	13	15	20	20
放課後等デイサービス	人分	667	795	844	933	1,022	1,111
	人日分	5,908	6,368	6,727	7,651	8,380	9,110
保育所等訪問支援	人分	3	2	10	20	20	20
	回分	3	2	10	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	3	3	6	8	8
	回分	0	9	15	24	32	32
障害児相談支援	人分	100	104	117	142	166	195
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	3	3	4	5

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



# 第 7 章

## 地域生活支援事業の見込み

### 1 必須事業

#### (1) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	地域の障害がある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場。本市では、平成 18 年 10 月に「大津市障害者自立支援協議会」を設置しました。
相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 推計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業所	設置数	11	11	11	11	12	13
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

#### ② 見込量確保の方策

- 障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申し立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	37	63	78	92	115	140

### ② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

### (3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、入院時に医師等との意思疎通が十分に図れない場合に、意思疎通支援員を派遣し、適切な入院加療が可能になるよう支援します。

#### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣	回	720	790	790	790	790	790
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業	人	73	74	76	77	79	80
	件	720	790	806	822	844	854

#### ② 見込量確保の方策

- 手話通訳者・要約筆記者を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。また、手話通訳者・要約筆記者の確保と質の向上に努めます。
- 事業を担っているボランティア団体の協力により円滑な事業実施を図るとともに、コミュニケーション支援が必要な人が参加する事業などに対して、主催者が手話通訳者・要約筆記者を配置するよう働きかけます。

#### (4) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器等。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

##### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	31	32	34	34	35	37
自立生活支援用具	件	79	69	70	71	72	73
在宅療養等支援用具	件	88	116	124	132	142	151
情報・意思疎通支援用具	件	133	137	190	202	245	298
排泄管理支援用具	件	10,791	10,478	10,897	11,315	11,758	12,219
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	13	12	12	12	12	12

##### ② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

## (5) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	914	895	906	916	916	916
	時間	57,480	57,940	58,652	63,109	64,717	64,717

### ② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

## (6) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施する。相談支援事業をあわせて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数が概ね5年以上で、実利用人数が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業。</p>

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名		単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
セ 地 域 タ 活 動 支 援	基礎的事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人	171	143	150	176	176	176
	機能強化事業	か所	2	2	2	2	2	2

### ② 見込量確保の方策

- 相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

## 2 任意事業

### (1) 日常生活支援事業

サービス	概要
心身障害者訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難で、かつ、通所または病院等への移送が困難な重度障害のある人に対して、自宅へ訪問し、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行います。
心身障害者施設入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度障害のある人に対して、特殊浴槽を有する病院、診療所または障害福祉サービス事業所へ移送し、その特殊浴槽を利用して入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人や児童を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害のある人や児童に対しては、日中における活動の場を確保します。
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	在宅の重度障害のある人の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に障害のある人向きに改造する場合、その改造費の一部を助成します。

#### ① 必要な量の見込み

(1月当たり、ただし在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成は年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者訪問入浴サービス事業	人	36	40	40	41	42	42
	か所	5	5	5	5	5	5
心身障害者施設入浴サービス事業	人	0	0	0	9	9	9
	か所	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人	802	974	998	1,022	1,078	1,134
	か所	51	61	63	73	77	81
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	人	17	13	17	17	17	17

#### ② 見込量確保の方策

- 入浴サービス事業が必要な障害のある人の把握に努め、障害福祉サービス事業所を拡充し、利用の促進を図ります。
- 受け入れ事業所の増加により、利用者は増加傾向で推移しています。今後も日中一時支援事業の必要な障害のある人の把握に努め、障害福祉サービス事業所の拡充を図ります。さらに、地域資源を活用し、可能な限り利用者の身近な地域でサービスが受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。

## (2) 社会参加促進事業

サービス	概要
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	1	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	14	17	18	24	24	24

### ② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。
- スポーツ、文化芸術活動に積極的に参加できるような環境を整えるために、関係団体等と協議を進めます。



# 第 8 章

## 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

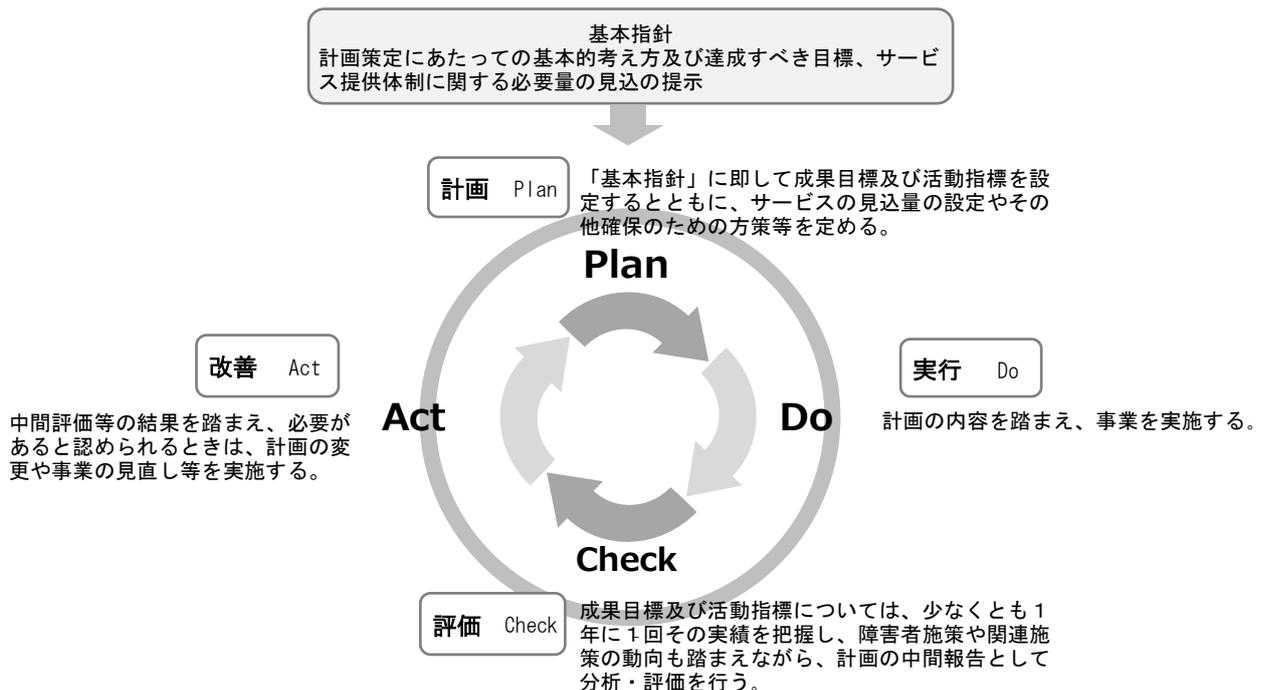
計画の推進にあたっては、国や県、大津市障害者自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。





## 資料編

### || 1 大津市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第77条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉子ども部（専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例（平成8年条例第3号）は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則（平成25年6月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則（平成28年12月21日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 大津市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

委員名	所属等
植松 久仁子	大津市障害児者と支える人の会
小倉 幸子	大津市身体障害者更生会
白石 恵理子	国立大学法人 滋賀大学 教育学部
田中 勉	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
田中 弘道	大津市民生委員児童委員協議会連合会
樽井 康彦	学校法人 龍谷大学 社会学部
藤木 充	特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会
山路 千栄子	大津市精神障害者と家族の会「湖の子会」
吉田 隆行	公益社団法人 大津市医師会

### 3 策定経過

日付	名称	内容
令和2年7月6日	令和2年度第1回大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の予算概要について</li> <li>施設整備の進捗状況について</li> <li>おおつ障害者プランの改訂について（第6期大津市障害福祉計画、第2期大津市障害児福祉計画の策定）</li> <li>大津市移動支援事業の見直しについて</li> </ul>
令和2年8月12日～8月27日	おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査の実施（当事者及び事業所対象）	
令和2年8月20日～9月25日	障害のある人の関係団体へのアンケート調査	
令和2年10月12日	令和2年度第2回大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおつ障害者プランの進捗状況について</li> <li>おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート結果について</li> <li>おおつ障害者プラン改訂における課題の設定について</li> <li>おおつ障害者プラン骨子案について</li> </ul>
令和2年12月9日	令和2年度第3回大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおつ障害者プランの進捗状況について</li> <li>おおつ障害者プランの改訂について</li> </ul>
令和2年12月25日～令和3年1月18日	パブリックコメント	
令和3年2月8日	令和2年度第4回大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおつ障害者プラン（改訂版）（案）について</li> </ul>

## 4 大津市の主な障害児者年齢別相談機関（令和2年度現在）

年齢	妊娠期 ～4カ月 未満	4カ月 ～3歳半 未満	3歳半 ～6歳 未満	6歳 ～15歳 未満	15歳 ～18歳 未満	18歳以上	成人期 以降
相談機関		(障害福祉課、身体障害者相談員、知的障害者相談員等) (委託相談支援事業所) (サービス提供事業所)					
地域生活 全般	(健康推進課すこやか相談所)						
乳幼児相談 機関	(健康推進課すこやか相談所〈妊婦健診、乳幼児健診、発達相談、育児相談〉)						
療育、子育て 支援機関	(児童発達支援センター〈やまびこ〉、児童発達支援〈わくわく・のびのび〉、 子育て総合支援センター〈ゆめっこ〉、やまびこ相談支援事業所) (大津市ことばの教室)						
保育・教育 機関	(保育所、幼稚園、認定こども園) (小中学校) (高等学校等) (大学/専門 学校等) (特別支援学校) (児童クラブ) (幼児政策課〈巡回相談〉) (特別支援教育室)						
発達相談 支援機関	(子ども発達相談センター) (発達障害者相談支援センターかほん)						
小児慢性特定 疾病に関する 相談機関	(大津市保健所健康推進課〈小児慢性特定疾病〉)						
難病に関する 相談機関	(大津市保健所保健予防課〈難病〉)						
精神保健福祉 に関する 相談機関	(大津市保健所)						
就労に関する 相談機関	(ハローワーク、おおつ働き暮らし応援センター)						
虐待に関する 相談機関	(子ども家庭相談室、障害福祉課〈サービス提供事業所によるもの〉) (大津市虐待防止センター、 障害福祉課) (滋賀県大津高島子ども家庭相談センター) (あんしん長寿相談所、 長寿政策課)						
中途障害・ 疾病	(病院相談窓口)						
介護保険 関係	(あんしん長寿相談所、介護保険課)						

※  行政機関及び直営機関

 外部機関

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のことをいう。

#### 医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件のもとにたんの吸引等の医療的ケアができる制度が開始された。

#### インクルージョン

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携支援を行う。

#### キャリアパス

事業所等におけるキャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。どのような職務にどのような立場で就くか、またそこに到達するためにどのような経験を積みどのようなスキルを身につけるか、といった道筋のことをいう。

#### 協働

住民、事業者、行政、NPOなど、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと、「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

#### 高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

## 合理的配慮

障害のある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。

## コーディネーター

福祉サービス等を合理的・効果的に提供するために連絡・調整する支援者。

## 【さ行】

### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

### 障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

### 障害者基本法

障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者と定義された。

### 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。平成28年4月1日施行。

### 障害者自立支援協議会

障害福祉に係る多種多様な問題に対し、障害のある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」。施行日は平成25年4月1日。

## 情報保障

情報のやりとりを行う際に、障害の有無や内容にかかわらず、実質的に同等の情報が確保されるようにすること。特に障害のある人に対しては、障害特性に応じた代替手段を用いて情報を提供することが必要となる。

## 自立支援医療

障害のある人などが、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

## 自立支援給付

「障害者総合支援法」における給付体系において、利用者への個人給付であるものをいう。

## 身体障害

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害などがある。

## 精神障害

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能に障害があり、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障害の程度により、1級から3級に認定される。

## 成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

## 【た行】

### 地域共生社会

高齢者・障害者・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

### 地域生活支援拠点等

障害者の高齢化、重度化を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組みのことをいう。

## 地域生活への移行

入所施設で生活する障害のある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障害のある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

## 地域包括ケアシステム

令和7年を目途に高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

## 知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

## 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

## 【な行】

### 難病

原因が不明で、治療方法が確立されておらず、希少な疾病であり、長期の療養を必要とするものをいう。そのうち、指定難病とは患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、国内の患者数が少なく客観的な診断基準が確立しているものである。（令和元年7月1日時点の指定難病は333疾病）

## ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## 【は行】

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害などの自閉スペクトラム症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## バリアフリー

高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

## **福祉的就労**

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

## **【ま行】**

### **民生委員・児童委員**

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

## **【や行】**

### **要約筆記者**

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

## **【ら行】**

### **ライフステージ**

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

### **リハビリテーション**

運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけでなく、障害のある人の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

### **療育手帳**

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳。障害の程度表示（滋賀県）は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

## おおつ障害者プラン（改訂版）

大津市障害福祉計画（第6期計画）

大津市障害児福祉計画（第2期計画）

---

令和3年3月

発行：大津市

編集：大津市 福祉子ども部 障害福祉課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2745 FAX：077-524-0086

MAIL：otsu1408@city.otsu.lg.jp

URL：https://www.city.otsu.lg.jp



大津市  
OTSU